

おくやみコーナーの開設について

身近な人が亡くなられた後の手続きは多岐にわたり、ご遺族の負担が大きいところです。また、高齢化の進展により配偶者が高齢となるケースや家族形態の変化により親族が遠方となるケースが増え、ご遺族が行う手続き負担は一層増加することが予想されます。このような負担を少しでも軽減できるよう死亡後の手続き案内窓口「おくやみコーナー」を設置します。

1 実施方法等

- (1)開設日 令和2年10月1日(木)
- (2)開設場所 市役所 本庁舎 1階 相談室（市民窓口課からご案内します。）
- (3)利用時間 9時30分から15時30分（事前予約制）
（時間枠 9:30～、10:30～、13:30～、14:30～、15:30～）
- (4)おくやみコーナーで取扱う事務

部署名	対象事務
市民窓口課	世帯主変更、印鑑登録証の返納、住基カードの返納、特別永住者証明書、年金受給（待機者含む）など
保険医療課	国民健康保険・後期高齢者医療の資格喪失、葬祭費支給、高額療養費支給、発送先変更、福祉医療など
介護保険課	介護保険の資格喪失など
障がい福祉課	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療、各種手当など
地域包括ケア推進課	寝たきり高齢者等介護者手当など
こども政策課	児童手当、児童扶養手当、遺児手当（県・市）、児童クラブなど
市民税課	原付、小型特殊自動車の名義変更など
資産税課	固定資産(土地・家屋・償却資産)の相続人代表者指定届など
その他	水道の使用者変更、市営住宅に関する手続き、飼い犬の登録変更など

対象部署 市民窓口課他12課 対象事務手続き 約50種類

※運転免許証の返還など、市役所以外の手続きについても手続き先をご案内します。

2 手続きの流れ

- (1)案内方法
死亡届提出時に、死亡に伴い必要となる手続きを掲載した「おくやみハンドブック」及び亡くなられた方の基本情報を記入していただく「お客様シート」を届出人にお渡しします。
- (2)受付方法
ご遺族がおくやみコーナーに電話し、予約を行います。
（死亡届を提出した3日後(土日祝を除く)より予約を承ります。）
電話 0568-39-5594（直通）（10月1日以降）
- (3)手続き
予約日に市民窓口課職員がご遺族をおくやみコーナーへ案内
おくやみコーナーにて、該当する関係各課職員が交代で手続きを行います。

【問合せ先】

小牧市 福祉部 市民窓口課
電話 0568-76-1124（直通）

